

2025年3月14日

各位

三井住友ファイナンス&リース株式会社

当社子会社による公開買付けの結果に関するお知らせ

三井住友ファイナンス&リース株式会社（代表取締役社長：橘 正喜）が100%出資するSMFL みらいパートナーズ株式会社は、2025年1月28日、株式会社シーアールイー（株式会社東京証券取引所プライム市場、証券コード 3458）の株式を、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年1月29日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年3月13日をもって終了いたしましたので、その結果について別紙のとおりお知らせいたします。

（別紙）

2025年3月14日付、SMFL みらいパートナーズ株式会社

「株式会社シーアールイー株式（証券コード 3458）に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」

以上

【お問い合わせ先】

三井住友ファイナンス&リース株式会社

広報IR部

山本

TEL 03-5219-6334

2025年3月14日

各 位

会 社 名 SMFLみらいパートナーズ株式会社
代表者名 代表取締役 上田 明

株式会社シーアールイー株式（証券コード 3458）に対する
公開買付けの結果に関するお知らせ

SMFLみらいパートナーズ株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年1月28日、株式会社シーアールイー（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）プライム市場、証券コード 3458、以下「対象者」といいます。）の株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式（京橋興産ら（京橋興産株式会社が野村信託銀行株式会社との間で締結した2021年4月15日付有価証券管理・処分信託契約書に基づく信託の受託者としての野村信託銀行株式会社及び／又は京橋興産株式会社をいいます。以下同じです。）及びケネディクス株式会社が所有する対象者株式の全てをいいます。）を除きます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、2025年1月29日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年3月13日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

(1) 公開買付者の名称及び所在地

SMFLみらいパートナーズ株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

(2) 対象者の名称

株式会社シーアールイー

(3) 買付け等に係る株券等の種類

普通株式

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	12,773,227 (株)	2,977,300 (株)	— (株)
合計	12,773,227 (株)	2,977,300 (株)	— (株)

(注1) 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（2,977,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,977,300株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数（12,773,227株）を記載しております。当該最大数は、対象者が2024年12月12日に公表した「2025年7月期 第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第1四半期決算短信」といいます。）に記載された2024年10月31日現在の対象者の発行済株式総数（29,356,700株）に、対象者が2024年12月10日に公表した「譲渡制限付株式報酬としての新株式の払込完了に関するお知らせ」に記載

の新たに発行された対象者株式数（44,000株）（以下「新規譲渡制限付株式数」といいます。）を加算した株式数（29,400,700株）から、対象者第1四半期決算短信に記載された2024年10月31日現在の対象者が所有する自己株式数（12,873株）、公開買付者が所有する対象者株式（100株）、不応募合意株式（16,524,200株）及び譲渡制限付株式報酬として対象者及びその子会社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。）及び使用人に付与された対象者の譲渡制限付株式のうち、対象者の取締役が保有する譲渡制限付株式（90,300株）を控除した株式数（12,773,227株）としております。

(注3) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

(5) 買付け等の期間

① 届出当初の買付け等の期間

2025年1月29日（水曜日）から2025年3月13日（木曜日）まで（30営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(6) 買付け等の価格

普通株式1株につき、金1,700円

2. 買付け等の概要

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,977,300株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（10,552,742株）が買付予定数の下限（2,977,300株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。以下同じとします。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第27条の13第1項に基づき、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第30条の2に規定する方法により、2025年3月14日に株式会社東京証券取引所において、本公開買付けの結果を公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	10,552,742 (株)	10,552,742 (株)
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—
株券等預託証券 ()	—	—
合計	10,552,742	10,552,742
(潜在株券等の数の合計)	—	(—)

(4) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	1 個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	165,242 個	(買付け等前における株券等所有割合 56.23%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	105,528 個	(買付け等後における株券等所有割合 35.91%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	165,242 個	(買付け等後における株券等所有割合 56.23%)
対象者の総株主等の議決権の数	293,745 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が 2025 年 3 月 12 日に提出した第 17 期半期報告書（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された 2025 年 1 月 31 日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された 2025 年 1 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（29,400,700 株）から、対象者半期報告書に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（14,298 株）を控除した株式数（29,386,402 株）に係る議決権の数（293,864 個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号

② 決済の開始日

2025 年 3 月 21 日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書の本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合にはその日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。））の住所又は所在地宛に郵送します。なお、オンライントレード（<https://trade.smbcnikko.co.jp/>）からの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針等及び今後の見通しにつきましては、公開買付者が 2025 年 1 月 28 日付で公表いたしました「株式会社シーアールイー株式（証券コード 3458）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はあ

りません。

なお、本公開買付けの結果を受け、公開買付者は、対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、対象者が所有する自己株式及び不応募合意株式を除きます。）を取得し、対象者の株主を公開買付者及び京橋興産らのみとするため、株式併合によるスクイーズアウト手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所プライム市場に上場されておりますが、当該手続が実施された場合には、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所プライム市場において取引することはできません。今後の具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

SMFLみらいパートナーズ株式会社

（東京都千代田区丸の内一丁目3番2号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

以 上

【米国規制】

本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) (その後の改正を含みます。以下同じとします。) 第13条(e)項又は第14条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。このプレスリリース及びこのプレスリリースの参照書類の中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関係者 (affiliate) に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類の記載には、米国1933年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第27A条及び米国1934年証券取引所法第21E条で定義された「将来に関する記述」 (forward-looking statements) が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者、対象者又はそれらの関係者は、これらの「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。このプレスリリース又はこのプレスリリースの参照書類の中の「将来に関する記述」は、このプレスリリースの提出日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者、対象者及びそれらの関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。このプレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。